



「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせてきた。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっている。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題である。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することを目指し、事業展開している。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして大変注目を集めているところである。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まった。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体である。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月16日

栃木県大田原市議会

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

審査の内容・結果
この陳情の趣旨を認め、全員異議なく採択となりました。

請願の趣旨
細菌性髄膜炎の日本での患者数は、毎年約千人にのぼると推定され、その約六割強がヒブ（Hib）＝インフルエンザ菌b型）によるもの、約2割強が肺炎球菌によるもので、この二つの起因菌によるものが全体の約9割を占めています。
また、細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患であり、迅速な治療が施されても、死に至る場合や、生存した場合でも後遺症を引き起す可能性があります。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化により、細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができるようになりますから、細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化に対し、国や関係機関に対して意見書の提出を求めるもの。

陳情第一号
細菌性髄膜炎の早期定期予防接種化を国へ求める意見書提出方の陳情について

提出者
栃木県保険医協会
会長 戸 村 光 弘

請願の趣旨
現在「協同労働の協同組合」は法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。
既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、一万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上げるなど法制化の検討が始まっています。
「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を国へ求め、国や関係機関に対して意見書の提出を求めるもの。

陳情第二号
「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を国へ求める意見書提出方の陳情について

提出者
企業組合労協センター事業団
西那須野地域福祉事業所
所長 小白井 加代子

みなさんからの 請願・陳情

審査の内容・結果
この陳情の趣旨を認め、全員異議なく採択となりました。